

岩手県告示第764号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき護岸と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成25年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 二級河川閉伊川水系山口川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 護岸
- 3 河川管理施設の位置 宮古市道山口第2地区21号線ほか
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 道路管理者 宮古市 宮古市新川町2番1号
 - (2) 代表者の氏名 宮古市長 山本 正徳
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 専ら道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成25年10月15日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。